

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月9日

三朝町条例第12号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
常任委員会の種類	所管	常任委員会の種類	所管
総務教育常任委員会	会計課、総務課、財政課、 <u>デジタル・人口戦略課、まちづくり推進課</u> 、町民課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	総務教育常任委員会	会計課、総務課、財政課、 <u>企画健康課、町民課（子育て支援関係を除く。）</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業民生常任委員会	農林課、観光交流課、建設水道課、農業委員会及び <u>健康福祉課</u> に関する事項	産業民生常任委員会	農林課、観光交流課、建設水道課、農業委員会、 <u>町民課（子育て支援関係に限る。）</u> 及び <u>福祉課</u> に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。